

支部ニュース 団 東 京 2008年10月号 419

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

はじめまして～新団員の自己紹介……………森 孝博/酒井 健雄/柿沼 真利
東京大気裁判・和解後のたたかい……………原 希世巳
口頭弁論を経て最高裁判決へ～沖田国賠訴訟……………鈴木 剛
JR採用差別問題の解決要求実現をめざす10・24中央大集会へご参加を！
怒りをともに！……………萩尾 健太
3次元顔形状照合システムの危険
11月28日 支部幹事会は三多摩地区で行います
9月幹事会議事録
日誌
修習生、エクスターン生担当団員のみなさまへお願い

今月号には10・24国鉄集会ちらし

女性部憲法リーフ

9条の会東京連絡会を応援する法律家の会の賛同へのお願い文

警察の選挙干渉・妨害・弾圧とたたかう4つの心得を 同封します。

はじめまして～新団員の自己紹介

若手学習会&歓迎会に参加して

渋谷共同法律事務所 森 孝博

はじめまして。この度、渋谷共同法律事務所に入所しました森 孝博(もり たかひろ)と申します。よろしくお願ひします。

私は実務修習地が岐阜であったので、岐阜県の下呂温泉で開催された5月集会に少しだけ参加させてもらったことはあったのですが、それ以外は自由法曹団との関わりはなかったため、9月25日の若手学習会&歓迎会が実質的に初めての団の企画への参加となりま

した。

その若手学習会の前半では中村欧介先生より葛飾事件についてのお話をいただきました。

一審無罪判決を勝ち取った時の弁護活動を聞いていて、捜査機関が憲法の保障する表現の自由を無視して無茶苦茶な事件処理をしようとするのに対して、弁護人は丁寧に事実を積み上げて裁判所を説得することがいかに重要かがわかりました。

また、少し前まで受験生であったからかもしれませんが、この事案で結論が有罪であるとの答案を書けば、憲法の保障する表現の自由の重要性が全くわかっていないとして、大減点をされるのに、そのような高等裁判所の判決が実務でまかり通っていることは情けないし、改善させなければならないとも思いました。

若手学習会の後半では高畑拓先生と三浦直子先生から少年法の知識や事件処理のノウハウ等を解説していただきました。

実際の少年事件を題材にして話をしてもらったのですが、少年事件は時間との戦いでもあることが実感できました。弁護士は様々な他の案件を抱えながら付添人等として活動しなければならないのであり、その中でいかにスケジュールを管理して事件を処理していくのかは、司法研修所等の講義だけではわからないので勉強になりました。

学習会の後は（恒例の？）「えんまや」での歓迎会をしていただきました。団の先生と知り合うと共に、同期の方とも知り合う機会になって良かったです。お忙しい中、参加して下さいました先生方は、誠にありがとうございました。



代々木総合法律事務所 酒井 健雄

この度司法修習を終了し、代々木総合法律事務所に入所いたしました、酒井健雄と申します。

司法修習中は、自由法曹団の学習会などに参加させていただいたり、総会で1月集会のご支援をお願いさせていただいたり、大変お世話になりました。また、ネットカフェ調査や街頭宣伝なども大変面白かったです。改めて感謝申し上げます。

弁護士としての抱負は、やはり労働事件や社会保障などの社会問題に取り組みたいと思います。特に労働に関しては、労働法制や監督行政、労働組合の復権まで大きな課題を抱えているということを学習させていただいたので、頑張って取り組み、社会をよい方向に変えるために役立てたら、と思っています。

この点、自由法曹団の先生方が様々な裁判や運動を通じて、憲法等の改悪を許さない社

会の流れを作り出しているのは大変素晴らしいと思います。自分もその一員として、少しでも貢献していきたいと思います。

とはいえ、法廷でも原告席と被告席を間違えるくらい、わからないことだらけの状況であり、他方、フットワークは軽い方だと思っていますので、これからもいろいろ顔を出して学んでいきたいと思っています。

ご迷惑をおかけするかもしれませんが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



北千住法律事務所 柿沼 真利

初めまして、私、本年9月に弁護士登録をし、自由法曹団に入団いたしました柿沼真利（かきぬま まさとし）と申します。修習の期は現行61期で、所属事務所は北千住法律事務所です。

出身は、埼玉県のみどり野市で、「小江戸」としてプチ観光地化している川越の南隣りにある地域です。高校は、埼玉県立川越高校で、7、8年前に映画やテレビドラマのモデルになった、男子によるシンクロナイズドスイミングもどきをやっていました。

私が、そもそも人権問題に興味を持ったのは、この川越高校時代での体験に由来します。それは、私が高校1年生の時、県教育委員会より川越高校に、「国旗掲揚塔」を設置するよう通達がなされ、これについて生徒らが主体になって、これに応ずるか否かが議論になったことです。この際、多くの生徒は無関心ではありましたが、賛成派、反対派がそれぞれ自由闊達に議論しておりました。私はこのとき、まだまだ、知識や経験が乏しかったのですが、公権力が、何かシンボルのようなものを設定し、国民に対し、これに無条件に従うよう強制することの危険性を認識いたしました。

このような体験から、私は、東京都立の学校で行われている卒業式・入学式での日の丸・君が代への敬意の強制問題に関心があり、同問題に取り組んでいく所存です。

また、私は、かつての大日本帝国時代の戦争の歴史に関心があり、戦争というものが、いかに多くの悲劇を生み、多くの人の人生を狂わせるかということに、強い憤りを感じてきました。そこで、現在私の所属する北千住法律事務所の先輩弁護士が取り組んでいる「東京大空襲訴訟」にも取り組んでいこうと思っています。と、思っていましたところ、早速本年12月に原告本人尋問が行われ、しかも新人である私も原告のお一人の尋問を担当させていただくことになりました。

今回、団への入団に際し、9月25日に新人学習会が行われました。内容は、葛飾ピラ配布弾圧事件、及び、少年事件関連でした。葛飾ピラ事件は、国民の自由な表現行為に対する脅威であり、日の君強制にも通じる問題と感じておりました。中村欧介先生により同事件の公判における検察側の主張がいかに形式論理だけを振りかざし、簡易で、広範な表現手段として、ピラ配布という表現行為のもつ重要性を考慮しないものが講義していただきました。一審では、無罪判決を勝ち取ったものの、二審では逆転してしまい、現在上

告中とのこと。また、少年事件については現行60期である三浦先生が、高畑先生とともに、初めての少年事件に取り組んだ過程を、実際の事件を題材に講義していただきました。少年事件では、その表面的事象だけでなく、その少年の家庭環境、人的関係などを立体的に捉えて、その少年の可能性を引き出す弁護活動が必要となることを教えていただきました。その後は、懇親会を開いていただき、団の先輩弁護士の皆さんと有意義な交流をさせていただきました。

まだまだ、未熟者ではありますが、これから多くの人権課題に取り組んでいく所存であり、宜しくお願いいたします。

東京大気裁判・和解後のたたかい

渋谷共同法律事務所 原 希世巳

1 全面解決から新たなたたかいへ

東京大気裁判は昨年8月8日、裁判上の和解によって全面解決しましたが、たたかいは終わっていません。

和解条項の骨子は右表の通りですが、最大の成果であるぜん息医療費無料化制度にしても、5年後に見直すものとされています。また今後いかに和解の趣旨に従って実効性のある公害対策を取らせていくのが今後に課せられた課題となっています。

そこで、原告団は昨年12月に臨時総会を開いて、裁判終結後も解散はせず、運動を継続していくこと、メーカーから勝ち取った解決金のうち4億円は今後のたたかいの原資としていくことを決めました。

また従来裁判のたたかいを支援してきた「裁判勝利を目指す実行委員会」は「東京あおぞら

連絡会」として改組し、患者とともに和解条項の完全履行を求め、すべての被害者の救済と、東京から大気汚染公害をなくす運動を進めていくことを決めています。

まさにこの1年、息をつく暇もなく、走り続けてきました。

2 被害者救済制度の恒久化、拡充を目指して

【和解条項の骨子】

- 1 ぜん息医療費を全額助成する救済制度を創設（東京都）。被告らが財源200億円を拠出。
- 2 微小粒子状物質(PM2.5)について、環境基準の設定も含めて検討（環境省）。
- 3 以下の公害対策を約束（国、東京都、首都高）
大型貨物車の都心部乗り入れ規制の拡大。
中央環状品川線に脱硝装置の設置（首都高）。
道路緑化の推進（10カ所を具体的に約束）
大和町など「激甚交差点」に効果的対策を検討
自転車道の整備を推進。
公共交通機関への転換、モーダルシフト、ロードプライシング、交通需要マネジメントなど自動車交通総量の削減対策を一層推進。
- 4 和解条項の誠実な履行のため「連絡会」を設置して、公開の場で原告団と協議する。
- 5 解決金として12億円の支払い（メーカー）

東京都の「ぜん息医療費補償制度」が8月から実施されました。都内に1年以上居住するぜん息患者はそのぜん息医療費を無料にする、画期的なものです。

私たちはこの間、この「無料化」制度を知らせるポスター、リーフ、チラシ、立看板等を普及し、「ぜん息110番」等の活動を進めました。また保険医協会を通じて開業医への周知活動、主要病院への要請行動、駅頭や病院前での宣伝などに取組み、対象となる患者さんはすべて救済させることを目指して運動に取り組みました。

またこの春から東京民医連の病院、診療所60カ所以上に弁護団と原告が足を運んで学習会を行い、主要な病院、診療所では病院のスタッフと連携して待合室にコーナーを作ったり、説明会を開いたりして、対象患者さんへの説明と患者会入会を訴えています。現在まで400人近い患者さんが新たに患者会に入会し、東京公害患者会の会員数は1000名に迫ろうとしています。

5年後の制度見直しに向けて、要はどれだけ大きくて力のある患者会組織が作れるかが勝負です。慢性気管支炎、肺気腫などの公害病も救済対象疾病に加えていくなど制度の拡充も要求して運動を進めています。

3 首都圏、そして全国へ、医療費救済制度を

私たちがこの間、地域や病院などで宣伝していて改めて感じることは、大変に多くのぜん息患者がこの制度を待ち望んでいたことです。チラシを見て「ホントですか。夢みたいですね。資料ありますか」などと大勢の方々が寄ってきます。医療証が届いた患者からは「入院すれば月10万円以上。通院でも点滴1本で1万円。それがタダなんてホントに助かります」と感謝されました。

それと同時に、東京都だけの救済制度では全く問題は解決しないということも改めて実感しています。川崎市では先に勝ち取った1割負担制度を自治体ぐるみで無料化に取り組んでいます。大阪でも運動が始まりました。さらに埼玉、千葉では東京の弁護団や原告が足を運んで相談会や対県交渉が始められています。首都圏の課題はまさしく東京の課題でもあります。

4 正念場の微小粒子(PM2.5)環境基準設定問題

和解条項では私たちは環境省に「専門家による検討会の結論をふまえて検討」との約束をさせました。我が国のPM2.5の汚染はWHOの指針値はもとより、10年以上前に定められた米国の環境基準値をも大幅に超える深刻な実態となっており、これが今日もぜん息等の患者が増え続けている大きな原因となっています。

4月初めに出示された検討会の報告書はPM2.5が「人々の健康に影響を与えていること」を明確に認めるものでした。さらに環境省はこの夏、欧米に調査団を送り、11月に「専門委員会」で結論を出すとしています。それを踏まえていよいよ環境省は環境基準設定するかどうかの決断が迫られることとなります。

私たちは全国大気連、全国患者会とともにこれまで6回にわたり、環境省交渉、宣伝行動を行って、環境省に決断を迫ってきました。少なくとも欧米並みの厳しい環境基準の設定を求める運動は今まさに正念場となっています。

5 道路公害対策を迫る運動

去る8月7日、和解条項に基づく第1回道路連絡会が行われました。そこでは国や東京都は上記のような道路公害対策を行う（あるいは検討する）と約束したにもかかわらず、

わずかに警視庁（東京都）が、大型車の通行規制拡大の検討のため交通量調査を行った他は、何も行ってない、まともに検討もしていないことが明らかになりました。明らかに和解条項違反です。

今後繰り返し協議の場を作らせて、各地域の様々な課題を取り上げて、要求運動を強めていきたいと思います。あわせてロードプライシングや大型車の走行規制などを実現させるため、研究者などの力を借りること、また環境・まちづくりのために活動している様々な市民団体との連携も深めていくことも追及していきたいと思っています。

口頭弁論を経て最高裁判決へ ～ 沖田国賠訴訟

まちだ・さがみ総合法律事務所 鈴木 剛

沖田国賠訴訟とは、痴漢冤罪のぬれぎぬを着せられた沖田氏が、国（検察）、東京都（警察）、女性を相手取って賠償を求めた民事訴訟である。

訴訟の原因となった刑事事件は、1999年、沖田氏が中央線列車内で女性の携帯電話を注意したところ、これを逆恨みをした女性が痴漢被害を受けたとして被害申告し、鷄呑みにした警察官が沖田氏を逮捕、その後嫌疑不十分で釈放されるまで21日間の身柄拘束を受けたという事案であった。

2002年4月に訴訟を提起し、2006年4月に第一審判決、2007年8月に控訴審判決が出された。判決はいずれも、検察により否定されたはずの痴漢行為を認定し、沖田氏の請求を棄却するといった不当なものであった。

女性は、携帯電話の通話中に沖田氏より痴漢被害を受け、「変なことをしておいて何言ってるんですか！」「離れてよ！」などと抗議して肘うちを行ったとする。ところが、この時の電話の通話相手によれば、このような発言は聞いていないという。

また、この両者は著しい身長差があり（女性のほうが高い）、女性のいう「腰（その後太ももに変遷）に股間を押し付けられた」という痴漢行為を行うことはできないのである。

このように、女性の被害申告には看過しがたい矛盾があった。しかし裁判所は、「携帯電話の性能上、女性の発言が相手方に聞こえない可能性」や、「沖田氏が背伸びをして股間を押し付けた可能性」等推論を重ねて請求を退けたのである。

沖田氏は不当な控訴審判決を受け直ちに上告（受理申立）、2007年11月に上告（受理申立）理由書を提出した後2通の補充書を提出した。

2008年7月29日、最高裁より、被上告人の女性に対する上告受理申立を受理し、口頭弁論期日を指定するとの連絡が届いた。

上告人代理人山口真美団員等の尽力の甲斐あり、口頭弁論期日において代理人・本人の意見陳述が認められた。弁護団は、女性の供述が、客観的証拠と矛盾していること、車内での携帯電話の使用は、迷惑行為として車内トラブルの原因となっていること、人が虚構の被害を作出し被害申告する事案が広く見られること、供述証拠の信用性や、被告人有利証拠の信用性判断に関する注意則は、他の判決、最高検の報告書でも繰り返し触

れられていること、世論に惑わされず、証拠に照らした判断を行うことこそ、司法の役割であること等を述べた。

ところで、弁論期日直前に、被上告人の女性が出廷し、さらに自ら陳述をすることが分かった。

緊張の面持ちで法廷に現れた女性は、時折涙を交えながら、沖田氏を嘘つきであるなどとし、裁判が提起された以降、マスコミや世論が恐ろしく、安心できない毎日を送っているなどと現在の心境を語った。

誤解のないよう述べるが、沖田氏も弁護団も、被上告人女性のプライバシーを守るため、同人の氏名・住所等の情報が漏れないよう細心の注意を図ってきたものである。

これに対し、沖田氏は、逮捕以降今日までの10年間、犯罪者の汚名を着せられ肩身の狭い思いをし、必死で生きてきたこと、提訴するに際し悩んだが、真実を明らかにし、悔いのない人生を送るため、あえて提訴したこと、これまでの裁判には失望しつつも、最高裁に対しては公正な裁きを求めていることなど、堂々と理に訴える陳述を行った。

国民の信頼なしに司法が成り立たないことはあらためていうまでもない。しかしながら代理人意見陳述でも述べられたが司法は時流に棹差すものであってはならないはずである。痴漢えん罪事件の審理が、科学的、合理的なものに変わるよう、本判決がその力になれば何よりであると思う。

判決は本年11月7日である。

**J R 採用差別問題の解決要求実現をめざす10・24中央大集会へご参加を！
怒りをともに！**

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

1 新自由主義が揺らく世界情勢

アメリカの新自由主義、金融緩和の行き着く果てが、低所得者向け高金利型（サブプライム）住宅ローンの焦げ付きに端を発する信用危機、リーマン・ブラザーズの破綻、ウォール街の株価の大暴落、そして、皮肉にも新自由主義政策に反する75兆円の公金投入だ。南米では次々と新自由主義政策に反対する左派政権が誕生し、BRICSの一角として急成長を遂げた南アフリカでも新自由主義を推進した大統領が退陣した。新自由主義が世界で揺らいでいる。

日本では、新自由主義が帰結した格差・貧困・ワーキングプアを批判する世論の前に、福田前首相が政権を投げ出し、麻生新首相も不人気に喘いでいる。中山国土交通大臣は「日教組が強いところの子どもは学力が低い」と公言して辞任に追い込まれた。世論は確実に変化している。2005年の自民党結党50年座談会で、中曽根元首相は「国鉄改革で国労を潰して総評と社会党を崩壊させた」と自慢し、森元首相は、郵政民営化も全通を追い

込む意味があった、あとは日教組と自治労だ、と語っていたが、何のお咎めも受けていなかった。

2 新自由主義とは何か = 組合潰し

しかし、新自由主義がゆらいでも、それを打倒する人民の側の運動とイニシアチブが無ければ、また新たな帝国主義の政策が採られるだけだ。新自由主義とは、帝国主義という胴体についた片腕であり、もう片腕はケインズ主義（修正資本主義）、さらにいくつものナイフやフォークを用意している。

新自由主義は、ケインズ主義の反対物ではない。帝国主義間戦争による疲弊からの復興のために執られたケインズ主義は、植民地からの超過利潤で維持されていた。植民地の独立・自立でケインズ主義が継続困難となったとき、ケインズ主義のもとで甘やかし、籠絡した労働組合や左派勢力を一気に叩き潰す方向に転じたのが新自由主義であり、それはケインズ主義のもとで準備されていた。だからこそ、新自由主義にとって労働組合潰しは不可欠の要素であり、イギリスではサッチャー政権の下で炭鉱労働組合潰しと国鉄分割民営化、アメリカではレーガン政権の下で管制官労働組合潰しが苛烈に遂行された。そして、日本では、国鉄分割民営化 = 国鉄の労働組合潰しが新自由主義体制を切り拓いたのである。

3 新自由主義がもたらしたもの = 貧困と競争・格差

国鉄分割民営化の際に現場管理者らが労働者を恫喝した言葉は「孫子の代まで就職できなくしてやる」であった。この言葉のとおり、その後の非正規労働の拡大によりあれから22年たった現在は、国鉄労働者の子の世代の多くの若者が就職できず、就職しても派遣という名の人身売買・奴隷労働ばかりだ。

解雇された国鉄労働者たちは、その現状に先んじてアルバイトや季節労働で糊口をしのぎ、300万円程度の年収で子の教育費の支出や親の介護をしてきた元祖ワーキングプアである。

国鉄分割民営化の際に現場管理者らが労働者を恫喝したもう一つの言葉は「船が定員オーバーで沈もうとしているとき、どうする。他人を蹴落としても生き残ろうとするだろう」だった。この言葉のとおり、その後、競争激化と「成果」主義により、社会のモラルは低下し、格差が拡大していった。

それに対し、「仲間は裏切れない」「仲間を蹴落としてまで生き残りたくない」という「国鉄労働者魂」をもって、組合に踏みとどまったのが、差別されて解雇された国鉄労働者であった。

国鉄分割民営化が新自由主義体制をもたらした。だから今度は、そのもとで解雇された国鉄労働者の解雇撤回を求める闘い = 国鉄闘争で、揺らぐ新自由主義に痛打を与え、「落とし前」をつけよう。

同時期に行われるであろう衆議院議員総選挙もまた、現在の政治情勢に大きな影響を及ぼすものとなるだろう。しかし、新自由主義政策の終焉を求める世論と運動が無ければ、政権が交代しても、支配層間の権力の移動に過ぎない。だからこそ、選挙闘争とともに、大衆闘争を！

国鉄労働者は「雇用・年金・解決金」の要求を勝ち取るまで不屈に闘う。そのスローガ

ンを掲げて行われる10・24日比谷野音集会和、新自由主義を終わらせるための総決起集会としよう。ぜひ、怒りをともに、ご参集を！

呼びかけ人

(50音順) 雨宮処凛(作家)片岡昇(京都大学名誉教授)鎌田慧(ルポライター) 神田香織(講談師) 佐高信(評論家) 下山房雄(九州大学名誉教授) 芹澤寿良(高知短期大学名誉教授) 塚本健(東京大学名誉教授) 中山和久(早稲田大学名誉教授) 萬井隆令(龍谷大学法科大学院教授)

主 催

(4団体) 国鉄労働組合・全日本建設交運一般労働組合・国鉄闘争支援中央共闘会議・国鉄闘争共闘会議

(4者) 国労闘争団全国連絡会議・鉄建公団訴訟原告団・鉄道運輸機構訴訟原告団・全動労争議団鉄道運輸機構訴訟原告団

(名称) 今こそ政治決断を！ JR採用差別問題の解決要求実現をめざす10・24中央大集会

(日時) 2008年10月24日(金) 18時開場 18時30分開会

(場所) 日比谷野外音楽堂

(内容) 集会とデモ行進予定

団体、個人としてこの「10・24中央大集会」を成功させるために賛同していただくようお願いいたします。

(団体 一口 3000円、個人 一口1000円 複数口数歓迎)

賛同金は闘争団・争議団へのカンパも含まれます。

郵便振替口座名「解決行動委員会」口座番号 00110・2・280461

賛同は、事務局連絡先へ郵送かFAXで送信してください。

事務局連絡先 「解決行動委員会」

住所 〒105・0004 東京都港区新橋5 15 5交通ビル4階 国労闘争団全国連絡会議内

電話03 5403 1645 FAX03 5403 1644

3次元顔形状照合システムの危険

今や至る所に設置されている監視カメラ。このカメラに写った映像を警視庁に送り、警視庁に登録した人物とリアルタイムで瞬時に照合、合致した場合には警察の出動もあるというシステムの開発、運用が進められようとしています。

詳細は「『10年後の東京』への実行プログラム2008」112頁以下に記載されています。<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2007/12/DATA/70hcl306.pdf> このアドレスから見るすることができます。イギリスでは400万台以上の監視カメラが稼働していることも紹介しており、民間の監視カメラに写った映像も警視庁に送られる危険があります。団総会議案書79頁で問題にされています。

こうした監視が肖像権、プライバシー権の侵害であることはもちろんですが、その侵害の程度、危険性はこれまでよりも格段に高まります。

このシステムの目的はテロリスト、指名手配犯の摘発とされていますが、警視庁のデータに登録できるのは指名手配犯だけに限定されません。市民誰もが登録され、警察の監視の対象とされる危険があります。そしていったん、どこかのカメラに写ってしまったらどこまでも追跡されます。そうでなければこのシステムの意味がありません。指名手配犯を照合、合致したら警察が出動するというのですから、どこかのカメラに写っている限り追跡されるのです。

そしてカメラに写った画像は保存される危険があります。照合して合致しなかった画像は保存しないとしていますが、これは保存が可能であることを示しています。

カメラに写った市民の行動が一カ所、しかも警察の元に集中された場合の恐ろしさは言うまでもありません。

東京支部ではこの顔形状照合システム(「3次元顔形状データベース自動照合システム」「官民パートナーシップ」)に反対する意見書を10月1日(都民の日)に発表しました。

意見書については支部までお問い合わせ下さい。

11月28日 支部幹事会は三多摩地区で行います

11月28日(金)の支部幹事会は、三多摩地区の団員のみなさまのご協力によりまして、三多摩地区で行います。時間は午後2時からです。

支部幹事会は、幹事に限らず支部団員であればどなたもご出席になれます。

支部幹事会は、支部事務所で行ってききましたが、今回は支部事務所を飛び出での開催です。

会場は、北多摩西教育会館3階会議室(国分寺市光町1-40-12・042-576-1161・JR中央線国立駅北口より徒歩5分)です。詳細については追ってご連絡いたします。

ぜひ、多くの支部団員のみなさまのご参加をお待ちしています

9月幹事会議事録 12名参加

今まで専従をお願いしていた伊藤さんが退任 東商連の専従に。
奥住さんが新たな専従としてお世話になることになりました。

1 サマーセミナーの感想

- ・紳士的かつ建設的な議論をなしえた。引き続き本部とも連携しながら取り組んでいきたい。
- ・勉強になった。裁判員制度については制度の中で、被疑者被告人の権利を保障できる運用が望ましい。
- ・司法問題について、論点が分かった。無定見な定員増は問題点を感じる。
- ・比較的和やかな議論だった。今年は200名も就職できていないらしい。人口増の問題は実際の運用の中で調整されていくのか？
- ・地方の単位会では定員増の影響は出ているようだ。
- ・大勢参加してもらえたのが良かった。期に55の開きがあるメンバーが集まった。司法問題を東京支部では初めて扱った。本部で議論しているメンバーが集まった。立場を鮮明にしながらも和やかな討論となった。

2 弾圧学習会

総選挙を前にして、新人弁護士向けに、弾圧学習会（講師 中村団員）を開催。日程は10月8日。

救援会と弾圧対策本部を設置。10月10日10時、10月29日5時、11月11日1時。最近街頭のピラマキに対する干渉が増えている。10月15日に都選管に申し入れ。

3 ソフトボール大会

総選挙の日程にかかわらず、10月31日に決行。

4 国会情勢

- 投票日は冒頭解散すると10月26日（日）補正予算を組むと11月2日、9日（日）またはそれ以降。アメリカ大統領選は11月4日。諸般の事情から11月2日が有力。
- ・政権交代を避ける自民党の立場からは、解散時期を決められないのでは。世論調査を見ながら解散時期を探っており、解散できないのではないか？
 - ・イラクからの年内空自撤退を決定（福田内閣）他方、新テロ特措法の延長を閣議決定。
 - ・空自の撤収の背景・・・地位協定を結べば継続できるが、国会を通らない。アメリカも削減を決定、アフガンへの移動、アフガン給油の重要性の強調（アフガニスタンの方が犠牲者が多い）、イラクの撤退に伴い、アメリカは日本への資金協力の増額を要求してくるのではないか？
 - ・横須賀にジョージワシントン入港 事故の危険性

5 11月幹事会

三多摩開催。11月28日に 北多摩西教育会館3階会議室

6 支部総会 場所の選定

7 9条の会連絡会

集会は1ヶ月後に迫った。法律事務所は、9条の会の連絡先を連絡会に知らせて欲しい。
また、財政も困難である。寄付を早急に集める必要がある。

入場券の前売りの件(1000円) 法曹関係で150枚購入して欲しい。協力券も可。

8 憲法セミナー

第1回の日程は、総選挙の日程を見極めながら開催。第1回は名古屋の田巻先生をお迎えして、イラク訴訟に関して行う。

9 労働

10月8日院内集会 都内組合廻りの報告(都庁内の労組等) 10月8日は政治情勢にかかわらず実施(決起集会だから)。派遣法を1999年当時の、派遣原則禁止に戻し、正規労働者の代替として、派遣を使うことは許さない。

12月12日、龍谷大学の脇田先生をお迎えして、講演会を実施。(ラパスホール)

11月16日 権利討論集会(東京地評) テーマは非正規問題、残業代、名ばかり管理職、松下プラズマ事件、ILOの活用について、過労死問題

10 治安警察

世田谷国公法事件判決 前提問題(逮捕の違法性)として住居侵入の構成要件該当性を認めた。国公法の解釈については、猿払事件を焼き直す内容で、公平性・法的安定性の観点から、猿払判決を尊重した。猿払判決が確立した方針であることを強調。悩みのない判決。接見妨害を不適切(違法とは言えない)と認めた。

三次元顔形状データベース問題、10年を目途に、収集した容貌を監視カメラで捕捉できるようにする。

11 荒川区・餌やり条例 迷惑屋敷や動物への餌やり等を禁止、市民生活への不当な干渉とならないか?

12 UR団地建て替え問題 日野高幡団地等 住民の高齢化 取り壊して更地化、売却どう取り組むか。

13 B型肝炎訴訟 東京では7月末に第1次提訴、9月末に第2次提訴。11月弁論

14 賃貸保証会社問題

15 オリンピック問題 スポーツ連盟と懇談 東京体操

16 教育問題

学テ結果公表問題 都教委の委員長が任期満了

17 司法問題

団常幹 裁判員制度に関する緊急改善要求

整理手続き終了後の制限撤廃

目的外使用禁止の廃止

守秘義務の廃止

取り調べ過程の可視化

検察手持ち証拠の全面開示

11月に日本民主法律家協会・青法協・団で共通シンポジウム予定

- 9月 3日 自由法曹団市民問題委員会
12日 10.8国会要請行動労働組合オルグ
18日 自由法曹団国際問題委員会
19日 自由法曹団改憲阻止対策本部
20日 自由法曹団組織財務委員会 / 自由法曹団常任幹事会
22日 東京支部声明 「世田谷国公法事件不当判決に抗議する」
24日 第170臨時国会開会日行動昼デモ
25日 ビラ配布の自由をかちとる全国最高裁判所要請行動
25日 東京支部組織財務委員会 / 弾圧対策本部第一回会議
25日 東京支部幹事会
25日 若手学習会 & 新人歓迎会 「葛飾マンションビラ配布弾圧事件」
「少年事件ーはじめてでもここまでできた少年事件 & 少年事
件のプロが教えるとおきのコツ」学習会
25日 東京支部幹事会声明「原子力空母の横須賀入港に抗議する」
27日 労働ブックレット出版会議および自由法曹団労働問題委員会、
29日 自由法曹団事務局会議 / 自由法曹団労働問題委員会 / 自由法曹団将来問題
委員会
30日 東京支部声明「麻生首相の集団的自衛権行使発言に抗議し、自衛隊の撤退
を求める」
- 10月 1日 『3次元顔形状データベース自動照合システム』『官民パートナーシップ』
に反対する意見書
1日 自由法曹団東京支部、新日本スポーツ連盟東京都連盟の意見交換会 / UR
住宅解体更地化問題説明会
3日 東京支部声明「スーダンPKOへの自衛隊派兵に反対する」
3日 「憲法改悪に反対する東京共同センター」幹事団体会議
6日 自由法曹団市民問題委員会 / 金融庁と交渉（自由法曹団） / 自由法曹団司
法問題委員会
8日 労働者派遣法抜本改正を要請する。10.8国会議員要請行動 /
東京支部弾圧学習会
9日 自由法曹団改憲阻止対策本部 / 自由法曹団警察問題委員会 / 憲法改悪に反
対する東京共同センター池袋東口9日の宣伝
10日 弾圧対策本部第2回会議 / 東京支部事務局会議 / 自由法曹団事務局会議

修習生、エクスターン生担当団員の みなさまへお願い

1, 各種団の行事に修習生、エクスターン生をお誘い下さい。団の実際を目で見、肌で触れてもらえればと思います。

2, 支部ニュースを修習生、エクスターン生、また事務所訪問の修習生にお渡し下さい。

団を知ってもらうにはニュースが一番。必要部数を支部までご連絡下さい。ニュースのこの部分を切り取って団支部までファックス下さい。部数は1部余分にご連絡下されば、この部分を切り取っても完全なニュースをお手元においておけます。

・・・・・・・・・・・・・・・・キリトリ線・・・・・・・・・・・・・・・・

自由法曹団東京支部 ファックス 03 - 3814 - 2623

支部ニュースを()部送って下さい。

.

法律事務所 _____ 弁護士 _____



支部ML にぜひご参加を！

メールアドレスをお知らせください。

東京支部の活動がリアルタイムで伝わります。

支部メーリングリストには

東京支部が発表した声明

集会・イベントなどのご案内

参加した集会・イベントなどの速報

東京支部FAXニュース「ぶっとばせ憲法改悪」

こんな情報をキャッチしました

などの情報提供、さらには

探している資料をお持ちの方はいませんか？

こういう意見にたいする反論や補足を求めます

この問題について教えてください

などの円卓会議もできます。

参加するのは簡単です。

あなたのメールアドレスを、東京支部事務局にお知らせください。

参加してみて、脱退することも簡単にできます。

迷っている方は、一度、ぜひ参加してみてください。

おまちしています。